

5.2 目標2 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策8. 自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるように、自転車通行空間の整備を推進します。

施策9. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

自転車を安全に利用するためには、利用者一人ひとりがルールやマナーを遵守することに加え、自転車利用者だけでなく、自動車運転者や歩行者も含めたすべての道路利用者が、交通ルールを正しく理解することが重要です。

また、事故の被害を軽減し、自らの身を守るためには、ヘルメットの着用や自転車の日常点検を習慣づける必要があります。

そのため、安全教育や広報・啓発を計画的かつ継続的に推進し、交通ルールの周知徹底と市民の交通安全意識の向上を図ります。

(1) 自転車利用に関する安全教育の推進

幼児から高齢者まで、全ての市民が自転車を安全に利用するために必要な知識や技能の習得を図るため、ライフステージに応じた安全教育を推進します。

- ・北九州交通公園を活用したすべての世代を対象とする個人・団体向けの各種交通安全教室の開催
- ・小・中・高校生を対象とした交通安全教室時における自転車の安全運転指導の実施
- ・自転車シミュレーターを活用した安全教育の実施
- ・自転車運転免許講習会の実施
- ・国や県が実施する講習会等の情報を周知

＜交通安全教室＞



＜自転車シミュレーター＞



資料：北九州交通公園 HP

<自転車運転免許講習会>



主に小学生以上を対象に実技と学科試験
を行い、合格者へ免許証を交付。
※小学校高学年以外は、講習修了証の発行。

資料：スマートサイクルライフ北九州 HP

<自転車交通ルール検定>



「自転車安全利用五則」をわかりや
すくまとめたテキストを使った市内
の中学生を対象とした検定。

資料：北九州市安全・安心推進課

また、国及び県が実施する交通ボランティア講習の開催を周知し、交通安全に関する指導技術の向上につなげる。また、功労者表彰等において、優れた功績を残したボランティアを市として推薦することにより、優れた活動事例を関係機関・団体へ周知します。

(2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発

交通反則通告制度導入（いわゆる「青切符」制度）を機に、自転車の安全利用をさらに促進するため、幼児から高齢者まで全ての世代を対象に遵守すべき交通ルールの周知・啓発活動を推進します。また、近年普及が進んでいる自転車による配達（デリバリーサービス）について、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進します。

- ・四季の交通安全運動における街頭啓発。
- ・市内全小学校、中学校、高校に自転車安全利用リーフレットを配布。
- ・市内の高校生を対象に、放置自転車の防止や適切な駐輪を啓発するパンフレットを配布。
- ・市内の中学生を対象とした「自転車交通ルール検定」

＜交通安全運動＞

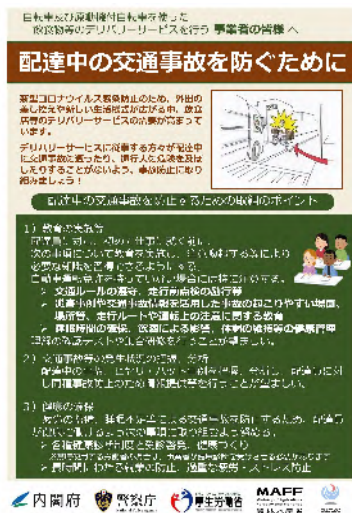


＜自転車安全利用リーフレット＞

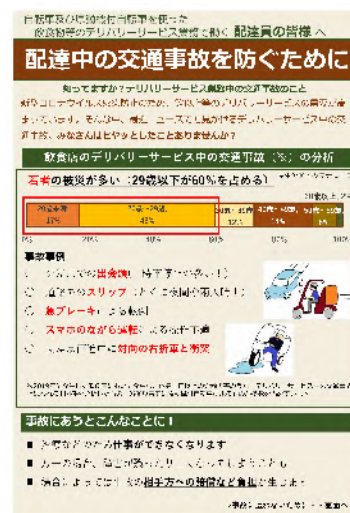


＜飲食物等のデリバリーサービス事業者・配達員への啓発＞

（事業者の皆様へ）



（配達員の皆様へ）

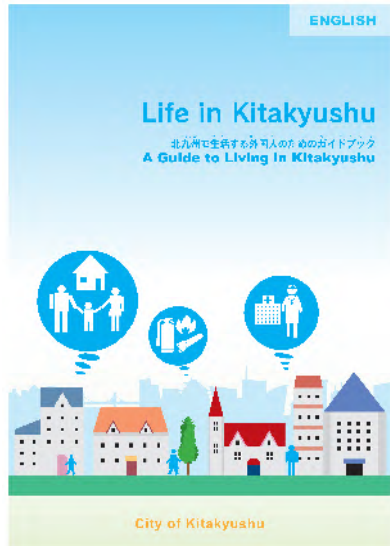


資料：北九州市安全・安心推進課

北九州市自転車活用推進計画

在留外国人や訪日外国人に対して、多言語等による情報発信を通じて日本の交通ルールやマナーの理解・徹底を図るため、様々な広報・啓発を実施します。

<北九州で生活する外国人のためのガイドブック「Life in Kitakyushu」>



多言語生活情報のリンクから
自転車交通ルールの動画を
視聴可能（YouTube）

5カ国語（英語・中国語・韓国語・
ベトナム語・ネパール語）に対応

資料：北九州市国際政策課

(3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進

自転車乗車中死者の損傷部位は、頭部の割合が約6割と最も多く、自転車事故における死亡リスクの低減には頭部の保護が非常に重要です。

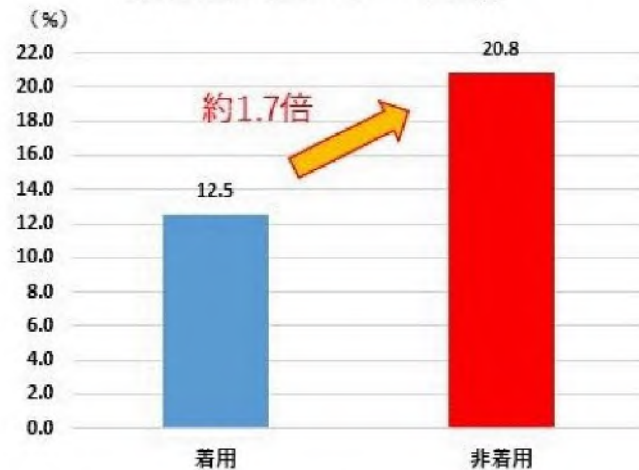
令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務とされていますが、「3. 9 自転車の安全利用に向けた市民の安全意識の向上（1）自転車の交通ルール・マナーに関する啓発（P33）」のとおり、自転車の交通ルール・マナーの遵守状況の中で「ヘルメットの着用」は、依然として低い水準にあります。

そのため、着用の効果や必要性について広報・啓発を行い、自転車利用時におけるヘルメットの着用を促進します。

図1 自転車乗車中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）
（令和3年～7年合計）



図2 ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較（令和3年～7年合計）



（注） 自転車乗車中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

資料：警察庁 HP

(4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

自転車を安全・安心に利用するためには、整備不良等による自転車事故が起きないように日常の自転車の点検を行うことが重要です。そこで、自転車販売事業者とも連携し、自転車を利用する際の点検方法や点検の必要性などについての広報・啓発に取り組みます。

＜交通安全教室＞



資料：北九州交通公園 HP

＜自転車点検整備啓発のパンフレット＞



資料：福岡県 HP

(5) 安全に自転車を利用するためのアドバイスやサポートの実施

自転車購入時における安全性の確保を図るため、自転車販売事業者と連携し、購入者に対する交通ルールや安全利用に関する説明を促進します。あわせて、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性について説明を行うよう働きかけを行います。

また、自転車利用者の体格や利用目的に合った適切な自転車選びを支援するため、専門知識を有するスタッフ（BAA アドバイザー、SBAA PLUS 認定者等）が在籍する店舗情報の周知に取り組みます。

※BAA アドバイザー：一般社団法人自転車協会が認定する安全・安心で環境に優しい自転車選びの専門家

※SBAA PLUS 認定者：3年以上スポーツ用自転車の実務経験を有し、自転車技士、自転車安全整備士または両資格者と同等の技術を持った自転車協会主催の試験に合格した者

施策10. 自転車保険の加入促進

近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事例が発生しています。こうした状況などを受け、福岡県の自転車条例が改正され、令和2年10月1日より自転車保険の加入が義務付けられました。そこで、万が一の事故への備えとしての自転車保険の必要性や県条例の周知について、広報・啓発に取り組みます。

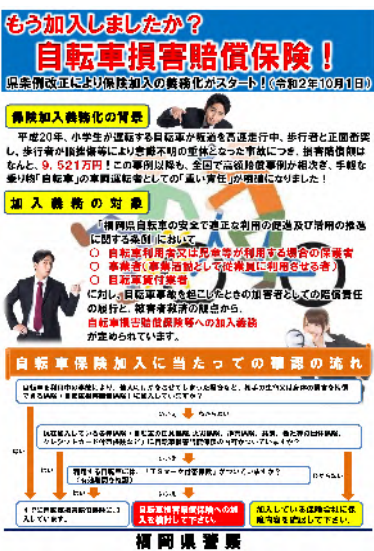
あわせて、自転車販売事業者と連携し、自転車購入時に、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や、加入の必要性について説明をするよう働きかけることで、自転車保険の加入促進を図ります。

＜福岡県条例のチラシ＞



資料：福岡県 HP

＜福岡県警察のチラシ＞



資料：福岡県警察 HP

『自転車加害者となった事故の高額損害賠償事例』

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等で意識不明の重体となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官は頭蓋骨折等で死亡した。(高松高等裁判所、令和2年7月判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。 (東京地方裁判所、平成19年4月判決)

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

資料：(一社)日本損害保険協会 SONPO HP